

【民事訴訟法】

問1（民事訴訟法Ⅰ）

Aは、不動産業者C社を介してある土地（以下、「甲土地」という）をBから購入することとなった。C社の従業員から渡された「契約締結の日にご持参いただくもの」と題する文書によれば、甲土地の売買契約書をC社の事務所で作成する際には、A・B共に、実印（印鑑登録された印章）と印鑑登録証明書を持参することが必要であるとのことであった。

仮に、後日、この売買契約に関してBが契約の履行をせず、AがBを提訴する場合には、実印と印鑑登録証明書は、民事訴訟手続上どのような意味を有するか。

問2（民事訴訟法Ⅱ）

Xは、ある土地（以下、「乙土地」という）上に抵当権を有することの確認を求めて、乙土地の所有者たるYを被告として提訴した。第1審裁判所はXの請求を認容し、判決は確定した（以下、「本判決」という）。この訴訟の口頭弁論終結後に、Yは乙土地の所有権をZに譲渡し、移転登記手続も了した。本判決は、Zに対しいかなる効力を有するか。Xの抵当権に関し、登記がなされていたか否かで場合を分けて論じなさい（登記がなされていない場合には、Zは、ある抗弁を有することになる）。

※ 解答用紙の記入に際しては、問1、問2と見出しをつけて記入しなさい。